

ハートパル

2013年
11月
138号



女性に対する暴力をなくす運動
平成25年11月12日(火)～11月25日(月)

DV 0570-0-55210

お近くの相談窓口をご案内いたします。どんな暴力でも相談してください。配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

男女共同参画推進本部

女性に対する暴力をなくす運動

内閣府男女共同参画局では、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」と定めており、国、地方公共団体、女性団体など関係団体等が女性に対する暴力の根絶に向け、さまざまな取組を展開しています。

長崎県内でのDVに関する相談機関

- 長崎こども・女性・障害者支援センター
☎095-846-0560
- 佐世保こども・女性・障害者支援センター
☎0956-24-5125
- 長崎県男女共同参画推進センター
☎095-822-4730
- 県警本部ストーカー・DV相談
☎095-820-0110
- 県警本部性犯罪被害相談電話
☎0120-110874
- 民間団体 DV防止ながさき
☎095-832-8484

DVは私たちの身近で起きています

「デートDV（ドメスティック・バイオレンス）」をご存知ですか？

恋人などの親密な関係、あるいはそうした関係であった者からのさまざまな暴力のことです。相手が、配偶者や元配偶者、事実婚、婚約者ではないというだけで、暴力の形態など基本的にはDVと何ら変わりません。デートDVは、刑法やストーカー規制法などが適応されるケースもあり、相談できる機関も多数存在します。

もし、DVの相談を受けたり、DVに気づいたら、相手の話をじっくり聞き、まずは「あなたは悪くない」ということを伝えましょう。決して被害者を批判したり、あなたの意見を押し付けないようにします。そして相談機関（上記）へ相談することをすすめましょう。

※DV防止法の改正により、同居する交際相手からの暴力も保護対象となります。

詳細は裏面をご覧ください。

DVに関する詳しい情報は、下記の内閣府ホームページでご覧いただけます。
<http://www.gendar.go.jp/>

ストーカー規制法・DV防止法の改正ポイント



ストーカー規制法・・・◆執拗なメールを付きまとい行為に追加

(平成25年10月3日施行
※連続メールに係る規制は
平成25年7月23日施行)

◆被害者の住所地だけでなく、加害者の住所地の警察なども警告を出せるよう拡大(禁止命令等を行うことができる公安委員会についても同様に拡大)

◆警察が警告しない場合、理由を被害者に書面で通知するよう義務化



DV防止法・・・・・・◆同居する交際相手からの暴力にも準用し、保護対象を拡大
(平成26年1月3日施行)

◆同居期間は問わず、同居解消後に引き続き暴力を受けた人も対象



新着図書



「家族を生きる」

～違いを乗り越えるコミュニケーション～

平木 典子・柏木 恵子 (東京大学出版会)



婚活、DV・虐待、生殖医療、モンスター・ペアレンツ、引きこもり、熟年離婚、孤立死……近年の家族をめぐる状況には、どのような社会的背景が潜み、どのように心のゆれに影響しているのか。臨床と研究の第一人者が語り合い、変化の糸口を提供します。

講座報告 コーチング講座

基礎編

10月22日に「アイ・ウーマン」代表の浦川富美代さんをお迎えし「コーチング講座」を開催しました。

緊張ムードで始まった講座でしたが、ロールプレイを交えた内容で、後半は笑い声の絶えない会場になりました。参加者のみなさんからは「とてもわかりやすかったので日常生活にも活かせそうです」、「自分を見つめ直す良い機会になりました」などの感想や、続編の開催を希望する声が多く寄せられました。



相談室

のご案内



無 料
秘密厳守

- ・電話相談
- ・面接相談(できれば事前にお電話を。)
- ・月曜～金曜 午前9時～午後5時
- ※ 電話番号は下記のとおり

《 連絡先・問合せ先 》 大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0825

大村市西三城町8番地 総合福祉センター3階

TEL: 0957-54-8715 Fax: 0957-54-8700

Eメール: danjyo-s@city.omura.lg.jp

利用時間 9:00～22:00

問合せ時間 8:30～17:30

(年末年始は休館)